

年金・給与受取定期積金

こうしん すてきなふれ愛^{あい}

当金庫で年金または給与をお受取りの方、
新たにお受取りになる方専用の定期積金です

スーパー定期積金

(期間5年)



店頭表示金利に

+年 0.30%

(税引後：年 0.239055%)

最新の店頭表示金利は窓口へお問い合わせください。

年金・給与のお受取り口座から自動振替で
払い込みいただきます。



店頭に「説明書」を用意しております。詳しくは、当金庫の本支店までお問い合わせください。

あなたの未来へ こうしんと

 **こうしん** 甲府信用金庫

「こうしん すてきなふれ愛」定期積金 商品概要説明書

1. 商品名	年金・給与受取定期積金 「こうしん すてきなふれ愛」	
2. ご利用いただける方	当金庫で年金（*1）または給与（*2）をお受取りの方、新たにお受取りされる方（*1）公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）といたします。 （*2）入金のご案内に「キョウヨ」「給与」とあるもの、または当金庫が給与と確認できたものといたします。	
3. ご契約期間・種類	スーパー定期積金 定型方式 期間5年	
4. 払い込み	(1) 払込方法	年金・給与の受取口座からの自動振替により、定期的に60回にわたって掛金を払い込みいただきます。（現金では払い込みいただけません。）
	(2) 払込金額	1,000円以上（上限はございません）
	(3) 払込単位	1,000円単位
5. 払い戻しの方法	満期日（休業日の場合は翌営業日）に一括して給付契約金を払い戻しいたします。	
6. お利息	(1) 適用金利	店頭表示金利に年0.30%を上乗せした固定金利といたします。 最新の店頭表示金利は窓口へお問い合わせください。
	(2) 給付補てん金の支払方法	給付補填金は満期日（休業日の場合は翌営業日）に一括して払い戻しいたします。
	(3) 計算方法	給付補填金は付利単位を1円とし、掛金の払込み残高の積数に年利回りを乗じて計算いたします。
7. 税金	平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる給付補填金には、復興特別所得税が追加課税されるため20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 なお、マル優は利用いただけません。	
8. 手数料	—	
9. 中途解約時のお取扱い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率によりお利息に相当する額を計算し、この積金の掛金の払い込み残高とともにお支払いいたします。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 初回年利回り×60% （ただし、解約日における普通預金利率を下限といたします。）	
10. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へお問い合わせください。	
11. 苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務人事部内お客さま意見・要望窓口（9時～17時、電話：0120-115-240）に申出ください。	
12. 紛争解決措置	山梨県弁護士会民事紛争処理センター（電話：055-235-7202）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3589-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務人事部内お客さま意見・要望窓口、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。	
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 掛金の払い込みが遅延した場合には、お客さまのご選択により、満期日を遅延した日数に応じた期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をお支払いいただきます。 満期日以後のお利息は払戻日における普通預金利率により計算いたします。 この預金は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 金融環境の変化、募集状況等によってはお取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止する場合がございます。 詳しい内容については、当金庫の本支店までお問い合わせください。 	

【商号等】甲府信用金庫 登録金融機関 関東財務局長(登金)第215号 【加入協会】加入協会なし